

新旧対照表（開発許可制度の解説（都市計画法編）令和7年5月26日改正）

頁	新	旧（R4.4.1改正）
P108 ～ 109	<p><b>法第33条第1項</b> 略</p> <p>※千葉県は全域（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）が宅地造成等工事規制区域（予定）であり、盛土規制法に基づく許可を要する工事は、全て盛土規制法第13条の規定に適合しなければならない。この場合、以下の事項のほか、「千葉県宅地造成等の工事に関する許可審査基準」によるものとする。</p>	<p><b>法第33条第1項</b> 略 （新設）</p>

※ここで、盛土規制法とは宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）のこと。